



議会報告

水道を府下一体化する企業団方式に大東市長は「反対」

橋本知事は府営水道事業から撤退し、府下市町村で構成する「広域水道企業団」方式を打ち出し、これまで実務者レベルで検討されてきました。

そして先日、開催された府下市長会の会合で「企業団」方式を最終的に決めようとなりましたが、席上、大東市の岡本市長が「企業団」方式について「施設がどうなるのか不明で、経費負担も鮮明でない。それなのに一本化先にあききは、おかしい」と反対を表明、結局、この日には決まりませんでした。

「企業団」方式の概要

- ・府下42市町村で構成する
- ・事務所は当面、府水道部庁舎とする
- ・企業長―構成市町村で互選
- ・議会―20名程度(後期高齢者広域連合を参考に。府営水道協議会の4ブロックと町村ブロックで輪番選出)
- ・府の資産―企業団に無償譲渡する
- ・設立にあたり、市町村の負担はなし
- ・業務―府水道部職員を身分移管・派遣でスタートする
- ・府営「工業用水」も一体化する

国保健全化計画が示される

国民健康保険特別会計の年度別収支の推移

単位:円

年度	収入額	支出額	赤字補填額	単年度収支	累積収支額
平成10年度	7,678,411,782	8,033,117,670	0	△ 354,705,888	△ 419,970,264
平成11年度	7,967,563,840	8,276,609,334	4,094,000	△ 304,961,494	△ 724,921,758
平成12年度	8,812,595,966	9,073,960,326	256,285,000	△ 5,079,360	△ 730,001,118
平成13年度	9,390,229,200	9,816,052,238	427,000,000	1,176,962	△ 728,824,156
平成14年度	9,452,847,157	9,909,612,332	480,000,000	23,234,825	△ 705,589,331
平成15年度	10,263,528,487	10,705,078,487	100,000,000	△ 341,550,000	△ 1,047,139,331
平成16年度	10,608,089,127	10,989,939,960	48,000,000	△ 333,850,833	△ 1,380,990,164
平成17年度	11,548,864,476	11,991,912,143	356,748,000	△ 86,299,667	△ 1,467,289,831
平成18年度	12,198,646,755	12,597,339,110	305,242,000	△ 93,450,355	△ 1,560,740,186
平成19年度	13,087,520,871	13,655,746,970	863,592,000	293,365,901	△ 1,265,374,285
平成20年度	12,791,876,093	13,494,096,360	815,000,000	112,780,733	△ 1,152,593,552
平成21年度	13,712,036,417	14,041,166,240	329,129,823	0	△ 1,152,593,552

※平成21年度については平成22年4月末の決算見込みより。

大東市議会では定例議会の開催に、両常任委員会の合同報告会を定期的に開催し、各部署から事務報告が行われています。

7月6日に開催された報告会で、国保健全化計画が示されました。このなかで「保険者のみの力だけでは単年度収支の均衡を保つことは不可能」とし、保険税をいくら上げてでも収支を黒字にできないことを認めています。

●「保険税の適正賦課」の項では「公平性の観点から、収入対策の強化」を打ち出すとともに、「医療費(保険給付費)に見合った適正な保険税の賦課、離職者や生活困窮者に配慮した賦課」をうたっています。

●「医療費の適正化」では「65歳以上の人工透析は、月に50万円もかかるので、後期高齢者医療への移行を奨励する」(目標10名116千万円)として、「年金受給権取得者の退職医療制度への適応」(府下平均6・53%にたいして大東市5・69%)「レセプト点検の強化」「ジェネリック医薬品の推奨」「保健事業の推進」「特定健診の推進」などを打ち出しています。

社保協のキャラバンで判明 大東市の「がん検診」予算―箕面市の2割以下

13日に行われた大阪社会保障推進協議会の自治体キャラバンで、大東市の「がん検診」予算は箕面市の19・9%に止まっています。ことが明らかになりました。

大東市が「国保健全化計画」で「保険事業の推進」「特定健診の強化」を打ち出しているのに、事実上は逆で、低い水準に止まっています。



日本共産党
大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
議員団控室直通
TEL/FAX 871-5588



市議員 じょうき 勉
市議員 とよあし 勝子
市議員 とびた 茂

法律相談

8月2日(月)7時～
大東市民会館
※先着順です
871-5588まで

「(仮称)大東市マナー条例」 議員立法として検討・市民懇談重ねる

(仮称)大東市マナー条例 案= NO. 7

(目的)第1条 この条例は、大東市民憲章・大東市自治基本条例の精神を推進し、大東市内で健やかに生活できる環境を維持するため、迷惑的行為・行動について規制を行い、「日本一マナーの良いまち・大東市」を実現することを目的とする。

(定義)第2条

1、迷惑行為とは、タバコのポイ捨て、犬猫のフン害、迷惑花火、暴走行為、禁止されている公園でのボール遊び、ゴミの不法投棄、自転車の放置など、別表に掲げる行為をいう。

2、市民とは、大東市民だけでなく、大東市に在勤・在学、そして大東市内に滞在する人・すべての生き物(飼い主)に適用される。

3、マナーとは、人間が気持ちよく生活していくための知恵であり、「他者を気遣う」気持ちのあらわれの行為である。

(市の責務)第3条

1、大東市は「日本一マナーの良いまち・大東市」を実現するための施策に取り組まなければならない。

2、大東市は、この条例を推進・実行するため「マナー指導員・推進員」を設置しなければならない。

3、マナー指導員・推進員については、別に規則で定める。

(市民の責務)第4条

1、市民は「日本一マナーの良いまち・大東市」を実現するため、迷惑行為の防止とマナー向上に務めなければならない。

2、市民は、マナー向上のため「マナー市民会議」を設置することが出来る。

3、マナー市民会議の組織と運営については、別に規則で定める。

(事業者の責務)第5条

1、事業者は、条例の目的を達成するため、従業員が迷惑行為を行わないように指導・啓発を行うとともに、迷惑行為防止推進のための活動に取り組まなければならない。

(罰則)

1、この条例に定める迷惑行為を行った場合には、指導・勧告などを行うとともに、悪質な場合は氏名の公表と加療(50,000円以下)を徴収する。

2、罰則規定については、別に定める。

(その他)

第7条

1、この条例を実施するため、必要な規則を制定する。

- ① タバコのポイ捨て
- ② 犬猫のフン害
- ③ 迷惑花火
- ④ 暴走行為
- ⑤ 禁止されている公園でのボール遊び
- ⑥ ゴミの不法投棄
- ⑦ 自転車の放置
- ⑧ 自動車の放置
- ⑨ ローラースケート
- ⑩ 公共施設での喫煙
- ⑪ 落書き
- ⑫ 屋外広告物
- ⑬ 空き地
- ⑭ 空き缶の管理とポイ捨て
- ⑮ 家庭用ゴミの放置
- ⑯ 訪問販売の迷惑行為
- ⑰ 市民懇談で追加
- ⑱ 駐車禁止地域以外での迷惑駐車
- ⑲ 自転車の使用に伴う迷惑行為・マナー違反
- ⑳ サラリーマンの回収時のマナー違反

(経過) 昨年、5月26日の議会運営委員会で、議会活性化推進協議会のテーマとして、(仮称)大東市マナー条例の制定小委員会が発足した。各党派から一名ずつが小委員メンバーとなりました。その後、小委員会は議会活性化協議会を3回開き、全議員の意見を聞くなど15回小委員会を開催。検討するたびに出された意見を取り入れて条文をNO.7にまで変更しました。

11月24日の小委員会で提示されたNO.6案の(定義)の中でマナーとは、人間が気持ちよく生活していくための知恵であり、「他者を気遣う」気持ちのあらわれである。というマナー条例にふさわしい文言が明記された。今年度は、(仮称)マナー条例の制定に関する専門部会として、寺坂専門部会長の精力的な働きかけにより、市民懇談会を次々と計画しています。わが党からは、豊芦議員が副部会長として奮闘中です。6月13日号でお知らせした(5回の市民懇談)以



降、校長会や消費者問題研究会、にも内容を報告しご意見・アンケートの協力をお願いしました。21日はまなび北新で行い、その他関連団体へ青年会議所、愛犬家団体などと日程を調整中。

マナー条例等に関するアンケート<懇談会で配布したもので、懇談会に関する項目は省きます>
2、マナー条例の制定について、賛否をお聞かせ下さい。

賛成 反対 わからない

理由

3、現在のマナー条例案では、条例に違反した者に罰金(50,000円以下)を科す旨の規定を設けています。これについて、賛否をお聞かせ下さい。

賛成 反対 わからない

理由

4、迷惑行為などとして、20項目を挙げていますが、これ以外にマナー条例の対象とするべき行為等がありましたら、お書き下さい。

5、マナー条例について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書き下さい。

特徴的な意見

- ①大東市の関係条例や上位法との関係。
- ②迷惑条例にするのか日本一を目指すマナー条例にするのか。
- ③罰則は必要とする方も多けれど、設けた場合、誰がどのように払わすのか。子ども?マナー向上の啓発はどんどんして、罰金はするべきでない。

議会の中でもいろんな意見が出ています。皆さんのご意見をお寄せ下さい!